

## 令和3年第1回大洗町議会定例会

### 議事日程（第5号）

令和3年3月16日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	齊藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
こども課長	小沼正人	健康増進課長	佐藤邦夫
生活環境課長	磯崎宗久	都市建設課長	津幡紀昭

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり申し上げます。今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくよう、お願い申し上げます。

---

開議 午前 9時30分

#### ◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 飯田英樹君、8番 今村和章君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

---

#### ◇ 菊地昇悦君

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。

まず、質問に入る前に、今期で退職される副町長斉藤さん、そして教育長飯島さん、今日は出席していませんが消防長、長い間本当にご苦労様でした。一緒にね町政運営に関わってこれたことに感謝しております。ありがとうございました。

さて、今日3項目について質問いたしますが、最初に集団移転についてですが、昨日は石山議員からも同様の件で質疑がありました。まだ不明な点がありますので何うわけでありましたが、既にこの事業の取り組みについては、住民説明会などでスタートしているということでもあります。これまでは、あの地域に対しては水を止めると、止水という観点で対策を進めてきたわけでありましたが、これ大きく転換し、まず、この事業にかける決意をね伺います。

そして、この事業は住民参加は、アンケートなど取っておりますが、あくまでも行政主導、町主導で行うということで、そういう理解でよろしいのか伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 菊地議員から、この防災集団移転に向けての取り組みの思いについてご質問いただいております。

確かにですね、今まで大洗町でこの潤沼川の浸水被害を防ぐということにつきましては、国に対してですね堤防整備、もしくはこの護岸のかさ上げというものをずっと要望してまいったところがございます。ただ、昨今ですね、全国各地で記録的な台風や集中豪雨などが相次いでおりまして、現在の従来の河川整備だけでは対応しきれないというような水害も発生しております。このようなことからですね、国においても河川の流域のあらゆる関係者が共同して流域全体で治水を行う流域治水へ考え方を転換したところがございます。

この流域治水は、これまでやってきましたような河道掘削や堤防整備などの河川対策だけではなく、土地利用の制限や住まい方の工夫などや、あとはハード、ソフト一体となった流域対策を総合的に進めるものでございます。この那珂川流域においても、この上流域の福島県や栃木県の自治体も一体となった国・県・市町村全体を構成する久慈川・那珂川流域治水協議会というものが発足しております。このなかです、この那珂川流域の複数の箇所に住まい方の工夫を検討するという、集団移転の検討は始まっていると。このような流れを受けまして大洗町においても従来の堤防整備を要望するだけの方針を転換しまして、まずは住民の命を守る、これを最優先として、この防災集団移転の事業を始めると。当然これに当たっては、町が事業主体となって行いますので、当然行政、我々がしっかりと音頭をとって進める事業であるということで認識してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町主導であるということで、東日本大震災においてもですね、津波の被害を受けたところは高台移転ということで東北方面ではね取り組まれておりますが、なかなかあれだけ津波被害を受けながらも、スムーズにいくかという、なかなかそうでもないようなところもあるようです。やはり地域に住む住民の方々が、本来ならばその方々がこの地域、区域をどうやって守っていくかということで、住民が主体となってね進めていくべきテーマであると思うんですが、

それをあえて町主導でやるということでは、大変な苦勞が出てくると思うんですよね。これを何とか成し遂げたいというそういう思いも強く感じられるんですけども、あまりそれが強すぎるとね住民との関係でもなかなかうまくいかない時もあり得るのではないかとということで、そういう点では心配はしております。

ところが、この防災のための集団移転事業に関わる財政上の特別措置法というのが昭和47年に既に作られていて、そういう法律がありながらですよ、あくまでも築堤、堤防を整備するという、そういう方針でずっとやってきたんですけども、これはこの法律がこの地域にはあまり適さないというそういう考え方だったのかどうか、活用しなかったわけではありますが、それはどういう理由からなんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 今回町で活用を検討してございます防災集団移転事業についてご質問いただいております。

この防災集団移転促進事業、先ほど議員からもお話ありましたこの法律に基づく事業なんですけど、これは昭和47年の制度創設以来、東日本大震災前までに35地区1,854戸の移転というのを実施してございます。ただ、そのうちの半分以上がですね創設直後の昭和47年から51年にかけて起こった水害における防災集団移転ですね、その後は三宅島の噴火、有珠山、雲仙普賢岳の噴火のほか、平成16年の新潟中越地震のような、いわゆる大災害として記憶されるような災害後に、この被災を受けた地域から集団全体を移転するというものに活用されていた事業でございます。これが東日本大震災を受けまして、先ほど議員からもお話ありましたとおり、津波で被災した市街地を高台に移して復興するために、東北地方を中心に324地区8,000戸を超える住宅の整備というものがこの事業によって進められてきたところでございます。

このように、本制度はこれまで激甚災害を受けた被災地の復興に用いられてきた制度でございました。しかし、先ほどの答弁でもお話しましたように、近年この激甚化、頻発化する自然災害を受けまして、国でも災害ハザードエリアから住民を事前に移転させること、これが災害防止、もしくは災害被害の軽減につながるということが有効な手段であるということで、この河川の浸水区域等においても活用できるように、この制度変更というものが検討されてきたところでございます。そして、この令和2年度に、この制度創設以来初めてとなる抜本的な制度改正が行われまして、移転戸数・要件の緩和、これまで10戸最低移転しなければならなかったものが5軒になったり、また、今回町でも来年度予算申請して、今、常任委員会で検討していただいておりますが、この計画策定費補助というものが新設されました。また、必ずしも災害後の移転ではなく、事前防災としても活用できるよう、この令和2年度に運用ガイドンスというものが取りまとめられたところでございます。これによりまして、この那珂川緊急治水対策プロジェクト、那珂川の治水から町・県・国で一体となるプロジェクトのなかでも大洗町をはじめとして流域の幾つかの市町村においてこの検討が始まったところというところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君）　そういうことでこの事業を進めるわけでありますが、これが進んでいってですね、対象区域の世帯が全部移転するということになれば大変うれしいんだと思うんですが、そうでない場合も、最低5戸から移転して半分までとか2分の1とか3分の1とか4分の1とか様々な形で、そこまでしか移転が進まないという場合もあると思うんです。二通りのうち一つしかありませんね。そして、それがこの区域は、その後、災害危険区域に指定されるということになります。その場合の安全対策はどのような考えで進めていくのか伺います。

そして、その区域が移転した後ですね、例えば全て移転した場合に、その跡地はどのように活用する考えなのか伺います。

○議長（小沼正男君）　都市建設課長　津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君）　2点ご質問いただいております。

まず、この安全対策というものは、移転をしないで残った方の安全対策ということでよろしいでしょうか。

○12番（菊地昇悦君）　いや、全てですね。

○都市建設課長（津幡紀昭君）　全てですね、はい。まず、先ほど、その移転の対象ということで、この浸水区域、町で想定している方々を中心にとということでお話をいたしました。議員お話のとおり、当然その方々が皆さん揃って移転していただくというのが最も望ましい形だとは思っております。ただ、どうしてもご家族の都合ですとか、住み慣れた地に残っていたいという方もいらっしゃいますので、そういう方については残っていただくのは当然構わない。また、そういった土地については、この災害危険区域にして家を建てることできないというような措置は行いませんので、そのまま引き続き家に住んでいただくこともできますし、また、改築ですとかそういうこともできるように対処をするつもりでございます。

そして、高台へ移転した方は、それである一定のまず安全対策が図られるわけですが、残られた方というのは引き続き浸水被害の可能性が残っております。これにつきましてはですね、国・県・市町村で一体となって先ほどお話ししましたこの那珂川流域治水緊急対策プロジェクトというものを進めておりまして、そのなかでも堤防整備だけではなく遊水池の整備、また、実際に川に流れ出す雨水を少しでも抑制しようという流出抑制対策というものも、流域全市町村で一体となってやっておりますので、そういったもので安全対策というものを図っていきたいというふうに考えてございます。

そしてもう一点の移転して空き地となったところの利用、活用でございますが、正直今我々もこれから皆様に意向調査を行って、その意向を確認するところですので、どういった形で空き地が生じるのか、どの程度なのか、また、まとまって大きな形になるのか、それともポツポツ虫食いになるのかによって、どう跡地を使えるかということも変わってまいりますので、そこはですね、まずはうちのほうで変に余談を持たずにですね、まず住民の方の意向をしっかりと聞きするというところから始めていきたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君）　12番　菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この移転と同時に、この河川の、県内の河川のね安全対策整備を進めていくということですが、これは同時に町独自で涸沼川沿岸の堤防整備も、同時に国に、あるいは県に求めていくと、両方を同時に進めていくということによろしいんですか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 堤防整備についてご質問いただいております。

既にですね、今、国のほうでは、この5カ年の那珂川緊急治水対策プロジェクトいうものをまとめて、そのなかで行う実際のハード整備につきましては、もう既に確定をしているところでございます。そのなかで堤防をやるのは、今、那珂川本線ということで、涸沼川まで堤防はまだ当面回ってこないということがございますので、それを認識した上でですね町としてこの安全対策として防災集団移転はやると。ただ、それとは別に当然堤防整備、この地域だけではなく、ほかのところもでございますので、そういったものはしっかりと要望していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いずれにしてもですね、残っても、全部移転してもですね、あの地域は災害危険区域として残っちゃうわけですよ。残りますよね。ですから、国のそういう堤防整備までには相当時間がかかるというふうに説明されています。そう待っている間に、あそこがどんどんどんどん浸水しちゃってしまうということもあり得ます。集団移転はなるべく早くという、数年以内にやりたいということです。そうなってきちゃうと、あそこが例えば全部更地になっちゃうと、さらに浸水区域が広がる、浸水区域に指定されていない部分までが今度は浸水可能な地域になってしまう可能性も出てくるんじゃないかというふうには想像できます。ですから、国のそういう堤防整備もあります、町独自でね相当強固な堤防ではなくて、仮のような治水対策、治水事業、一昨年もそれほど強い水の流れて水が浸水したというような状況じゃないんですね。溢水とって、じわじわじわじわ水が上がってきたというような状況でありましてね、あれに対応できるような止水事業というのはできるんじゃないかと、町独自でもできるんじゃないかというふうには考えるんですが、災害危険区域に指定してそのまんま何十年も国の動きを待つというだけじゃなくて、町独自でもそういうことを進めていくというような考え方も必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この町独自の浸水対策というものについてご質問いただいております。

先ほど五反田、堀割周辺地区、この地区のですね浸水の状況について議員からもお話ありましたように、確かに洪水でいわゆる堤防が一気に決壊をするような浸水の被害の受け方ではなく、あくまで那珂川の水位が上がって、それに伴って涸沼川の水位も上がって、そして徐々に徐々に浸水していくというような形態の浸水でございます。この場合ですと、堤防などを作ったとしても、どこか1カ所でもそれが抜けてしまっていれば、そこから水が全部回ってきてしまうということで、町として堤防を何かどっかをやったとしても、結局どっかに家が残ったり、そういう堤防ができない

ところが1カ所でもあれば、結局水は全部回ってきてしまうので、なかなかそういう止水対策というのは難しいというふうに考えてございます。

また、実際に周り、堤防全部締め切ってしまうと、今度は中に降った、いわゆる今の五反田周辺に降った雨が流れる先もなくなってしまう、その堤防で逆に止まって、内側が水たまりになってしまうという、いわゆる内水の浸水被害が生じるという可能性もございますので、例えば堤防だけ整備すればいいというものでもないというところでございます。そうなるのですね、我々として一つ考えているのは、今、防災集団移転で移転して空いた土地については、逆に多少掘り込んでですね、いわゆる内水の一時的に溜めるような貯留池にするとか、そういった対策で浸水対策ができるんじゃないかということは考えてございます。ただ、それにはですね、そのなかに家屋が点在して残っていると、到底そういう使い方はできませんので、あくまで皆様がどの方々が移転されて、どういった土地が跡地として残るのか、その形状によって使い方というのは考えていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これからね、この事業進められていって、どうしても残りたいという方が出てくる可能性も十分にあり得ると思うんですね。この浸水対策で自ら志願して安全策をとるといって、そういうなかで、残った人は浸水の想定される災害危険区域だということ、あくまでもそこに残るといことになれば、そういう方々が自助努力でね頑張っって欲しいというようなことにはならないようにね、移転した方が自助努力で安全策をとった。残った人はそうではないというようなことにならないようにね、是非しっかりと残った方々に対しても安全策が十分に理解できるような、そういう方策を取り組んでもらいたいと改めて望んでおきます。じゃあそこら辺でちょっともう一度。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 移転せずに残られた方々の安全対策というようなお話をいただきました。

国です、先ほどから何度か名前を出していますこの那珂川治水緊急対策プロジェクトというものがまとまっているパンフレットで、これなんかも今回の住民説明会で皆様にお示ししながらご説明したんですが、そのなかでハードだけではなくソフト面の対策もやっていきますということで、それをご紹介します。例えば講習会を行って、よく最近、マイタイムラインという言葉をお聞きするかと思うんですが、河川がどこまで水位が上がったと聞いたら、自分の家庭は次どうなる可能性があるからこういう準備をしておこう、水位がもうあと1メートル上がったら逃げる準備をしよう、あともう50センチ上がったら、もう実際にこの家を出ようというような、この水位を見ることによって自分たちの行動をもう、こうなったらこうしようというのを決めておこうと。そういうことをやっておくことで事前に水位が上がった時にバタバタせずにスムーズに移動できる、避難できるような施策を、常総の水害からですね今、国・県でも取り組んでおります。こういったものをこの地域でもやっていければ、そういった方のその避難もスムーズにいくということもできると思っ

ています。

また、この当然じゃあ水位をどうやって測るんだということにつきましてもですね、今この涸沼川沿いにも簡易の水位計ですとか簡易のカメラなんかを今設置して、ご自分のスマートフォンでそれで水位を見ることができるようになってございます。そういったものでですね、きちっと今、涸沼川どうなってるのかということ把握しながら避難をして、命を落としたり、財産、車置いてたら浸水してしまったりということのないようなサポートをしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非住民の安全を最優先に取り組んでください。

続いて、私は第三セクター大洗ターミナルの報道に関わって質問いたします。

町長にとっては新聞にね名前が出てるんで面白くないなというふうに思われるかもしれませんが、大事な問題だと思うんで、お互いにね落ち着いてやり取りしたいと思っております。

私は大洗ターミナルについては先月の茨城新聞で報道されて、それで初めて知ったわけでありませんが、社長交代ということを知ることになったわけでありましたが、最初読んでね、まるでテレビドラマのようだと、倍返しだというようなテレビがありましたけれども、あるいは大塚家具のね社長交代劇とかね、何かそういうものを想像しちゃったんです。

町民からは、ターミナルで何があったのなどというような質問も受けました。この新聞記事、町長読んでおられましたらね、どのように受け止められたのかまず伺います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からのご指摘でございますけれども、私はあの新聞を読ませていただいて、全くの事実無根、遺憾であるというふうに思っております。しかしながら、こうして不可抗力とはいえ、掲載をされて、多くの町民の皆さん方、議会の皆さん方はじめ町民の皆さん方にご心配やご不安を抱かせてしまったことに対しては大変申し訳なく思っております。以後、しっかりと総括をして、このようなことがないようにしていきたいと、そんなふうな思いであります。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そして、今月5日付けのですね東京新聞では、前社長がですね町長側の関係者から辞任を迫られたということで県庁で記者会見をやったというふうに述べております。町長公室はこれについて会見の中身がわからないからコメントができないというふうに答えたそうありますが、今、事実無根だという話もありましたけれども、コメントをできるような状況になったのかどうか伺います。

○議長（小沼正男君） 町長公室長 小沼敏夫君。

○町長公室長（小沼敏夫君） すいません、その会見の内容のほうはですね、やはり新聞記者さんのほうも出先の守秘義務等がありますので内容のほうは教えていたいたいておりません。

また、町長公室のほうはですね、今、國井町長も言いましたが、事実無根というような状況のなかで新聞社にコメントするというような内容ではないと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 新聞2社ともですね、前社長古川氏が任期途中で辞任をしたということは伝えている。しかし、その後ですね、この辞任するに当たってのそれなりの理由があったのかどうか、なかなかわからないんですが、社長当時ですね、会社に損失を与えたとか、あるいは不正があったとか、そういうことが報じられることはないですね、ありません。ですから、社長としてですね問題行為があったのか、辞任しなければならないような問題行為が発生していたのかどうか、もし確認されているんならばお聞かせください。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 確認されておられません。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 全くその理由が見つからないということでもありますよね。ですから、そうなるとうちでも新聞記事が正しいのかなというふうにもなってしまうんですね。そういうことがもしあるとすればですよ、一度あることは二度あるということで、任期途中でそういう辞めろというようなことが、これからもあり得る可能性もあると。そういう会社の在り方でいいのかというふうには私は思ってあえて質問に立ったわけでもあります。

この新聞記事をね、最初はああいうふうにちょっと大塚家具とかテレビドラマなどというふうにも思ったんですが、何度も読み返すなかで、この記事が伝えたいことは一体何なんだろうというふうにも思いました。大洗ターミナル、町が主体となっている大洗ターミナルがこのままでいいんですかと、大洗町は大丈夫なんですかというようなことを、あの記事が伝える趣旨だというふうにも受け止めているんです。もともと大洗ターミナルは、大洗港の事業開始に当たって荷役作業などをね、慣れていませんから、できるのかどうかということで、経験のある外部からの導入も初めは検討されたそうですね。しかし、そうであっても、町内の雇用を増やすこと、確保するとか、あるいは自らの力でこの事業を展開しようということで第三セクター方式で始まったということだそうでもあります。ですから、記事の示唆するところは、非常に大きいものだ、重要な提起だというふうになってくるわけでもあります。

ですから、そのような大事な会社ですから、理由が明らかにならないままに、もしも圧力で辞任に至るといふようなこと事実であるならば、先ほども言いましたように、悪しき前例となってしまうという、そういうことにもなってしまうんじゃないかと。町長は就任早々ですね、町のいろんな面に見てですね熱意を持って町政の変えるべきところはどんどん変えていくというような、そういう姿勢は見えるんですよ。ですから、大洗ターミナルのこのような在り方、やっぱり見直すべきところは見直していくと、もう二度とそういうことが起きないように、第三セクターの役割がしっかりと果たせるように、町が主導になって会社の収支がしっかりと安定するように、こういうふうに見直していかなくちゃいけないというふうにも思うんですが、この点についてはどのように考えます。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員おっしゃるように三セクの在り方については、もうご指摘のとおり

でありますので、住民の利益をしっかりと最大限、株主の利益を最大限享受できるような、そういう会社体制にしてやっていきたいと思っております。ただし、こういうことが起きて、何か事実のようなことを今おっしゃいましたけども、全くそんなことはございませんで、私どもの話聞かないで一方的にこう書かれていますので、そのことについては全く遺憾なことでありますし、ご自身で辞表を書かれて、それに基づいて私どもは対応しているということでもありますし、また、私のほうで退職金も支給しておって、私のほうから直接お渡しをしておりますので、それが圧力だとか何とかいうことで言われると、もうこれ以上やりようもございませんで、その辺についてはそういうふうにならないように、しかし、私が冒頭申し上げましたように、現状はああいうことで新聞に掲載をされましたので、それによって多くの皆さん方にご心配、ご不安を抱かせてしまったことは事実でありますから、そのことについては、しっかりそういうことがないように対応をしていきたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 新聞記事はね、新聞記事は記事として、事実として報道、その中身が事実ではないですよ。新聞記事が事実として報道されたということでもありますので、非常にしっかりとこれ、受け止めなきゃいけないなと私は思っています。

ターミナルの役員の方々はですね、それぞれの町内の団体から代表として経営に携わっていると。知恵と経験に富んだ方々が集まっているわけですね。そして活躍されています。私はこの第三セクターの起業目的そのものは、公共へのあくまでも貢献だというふうに思います。会社という形式ですけども、利潤をあくまでも追求するというよりも、公共性を最優先するという事に尽きると思うんですね。ですから、役員体制の在り方についてもこの際ね考えていく、いかなきゃいけないんじゃないかというふうにも思います。まず、何といっても付度が発生しないような役員体制を作るということですよ。そして、その参加している役員を出している組織、幾つかありますけども、その組織の大小にかかわらず、あくまでも1人だけの代表に参加してもらおうということ、より多くのまだ参加していない組織からも参加を受けられるような、そういうことで知恵等集めて、この会社が運営できるようにしていくことが必要ではないかというふうには思います。

もう一つは、役場からの、役場庁内からの役員の登用というのは、もう基本的にはやめるべきだというふうには思います。あくまで最小限に抑えるという考え方もありますが、そういう在り方が必要ではないかというふうにも思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 冒頭ですね公共性を優先して利潤追求は次順位だと、これは少し違うんじゃないかというように思っております。それをやってしまっちは、全国各地で破綻する第三セクターと同じような展開に私はなると思っておりますし、それぞれ今、菊地議員からご指摘がありますように、それぞれの団体、出資している団体、そういう団体の皆さん方から株主の代表としてそれぞれ役員さんに就任をさせていただいておりますが、そういう皆さん方も当然公益的な団体ではありませんけども、ここで公共性を先行してやってしまうと、それぞれじゃあ会社に利益をもたらさなくて

いいのかと。そうすると、今度、そこで働く100人からの大所帯でありますので、その皆さん方の生活がどうなんだとか、もう当然第一義的には給料がしっかりと安定して給料を払うこともままならなくなりますので、当然会社ですから、まずは利潤を追求していく。ましてや今、社会一般で言われているステークホルダーを全体に対して説明責任を果たしつつ、いろいろな還元をしていく。それでいて、今言われる公共性というのは、当然それは遵法主義に基づいてしっかりと社会的な責任を、役割を果たしていくというのは、それはほかの株式会社と同じでありますので、そういう考え方で私は経営に臨むべきだというふうに思っております。

それから、途中で今、冒頭、その前のご質問でご指摘でございましたけども、何ら問題がない方が辞表を出されるということは、これいろんなところである話でありますし、まして三セクの場合には行政の責任者が変われば役員が総出で変わるというのは、もうどこでもこれある話でありますので、決してそのことによっておかしい話とかそういうことではないと思っておりますし、また、当然その菊地議員が言われるように、その過程において法律を逸脱したような行為があれば、それは裁かれてしかるべきでありますので、私のほうではそういうことは一切ございませんから、しっかりと議員が言われるような考え方で臨んでいきたいと思っておりますし、また、役場の職員が役締役に就くということについては、かつてはあったのかもわかりませんが、現状はございませんし、今後も私が携わる範囲においてはそういうことがないような対応をしていきたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 第三セクターはですね、公共事業を展開する上で、そこに民間活力を導入しようということで始まった手法ですよ。ですから、全国に第三セクターが、手法を取り入れた、鉄道事業なんかはその典型例だと思うんですけど。あくまでも公共事業を進める上でという前提があるということなんです。ですから、事業の主導性というのは公共側にあると。けども、利潤を追求しちゃ駄目だというわけじゃなくて、趣旨をしっかりと維持して、雇用とか様々な面で安定的な経営を行うということに尽きると思うんです。ですから、利潤追求するという方向にシフトすると、先ほど言ったようにね、社長の経営手腕がどうだとか様々なことが、もう企業論理で働いて、辞めろとかねいろんなことが出てくる可能性があるんじゃないかというふうな心配も出てきます。あくまでも町が主導性を持って自主的な経営運営をね求めていくというのが町側の臨む姿勢ではないかなというふうには思うんです。ですから、そういう意味からしても、あそこにいる役員の方々、役場の職員の登用はちょっと考えるということではありますが、もっともっと広く知恵を集める、人材を集めるということで、まだ参加していない町の団体からも登用するというようなことで進めていくべきではないかなというふうに思いますが、改めてもう一度確認します。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今、私、優劣、菊地議員から言われたように、公共性、利潤追求ということで言われて、私その逆申しましたが、これはもう並立ですよ。もう公共性を担保するというのは、株式会社全ての会社に求められるところでもありますので、そういう今言われたような考え方のなかで進めていきたいと思っております。

人材活用については、広く人材をしっかりと配置できるような、そういう環境を整えていきたいと思っています。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非そうしていただければと思います。やっぱり開かれた第三セクター大洗ターミナルであってほしいと思っています。そこにはやっぱりそうなると思いますか、どこまで関与するかどうかはわかりませんが、今までの在り方でいいのかどうかということも考えていかなければいけないような課題になってくるのではないかなというふうにも思っています。そういう点については、どう考えますか。今までは報告書だけで済ませていたというようなことでありますけども、我々がその中まで入るかどうかは別にしてね、もう少し議会の関与というのにも必要になってくるのではないかと思います。どうですか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 議会の関与でございますけども、それについては法制度にのっとってやっていただければと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いろいろとね改善する方向では意見が一致するところもありますのでね、是非この機会を捉えてですね、しっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思います。第三セクターの大洗ターミナルの問題が今出てきちゃってね、どうしても多数派工作とか政治的な配慮とかね、そういうものがもう見えてくるようなこともありますので、そういうこともないようにしっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思います。その点についてはこれで終わります。

次に、HTTRのことに関わって伺います。

今月3月にはですね、地域防災計画の原子力事業編、これが策定するというようなことが説明がありました。この計画そのものが本当に実効性なるのかどうかということが大事であってね、検証することが必要であると思っております。どうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 地域防災計画の原子力災害対策計画編の改定ということで、議員おっしゃるように今月をもってですね計画を改定するというので今進めてございます。

実効性の検証というところですけども、計画自体がですね防災上、こういう場合になったらこういふふうに動くことをすべきだというふうな計画、事前対策であったり、緊急時の対策であったりということをまとめておりますので、検証となるとですね災害時に実際どういうふうな動きができたかということをもって見直す、あるいは工夫をしていくということになるのかなと思っておりますので、計画を作ったからといって検証をしないというわけではないというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そして、今年7月に高温ガス炉が再稼働が予定されております。この再稼働に当たって町当局、町も事業所においてもですね、この計画が実行できるのかどうか、事業所側

からしてもね実効性があるのかどうかということが検証する必要があると思いますが、この点についてはどのように考えますか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 地域防災計画原子力災害対策編とH T T Rの再稼働について、実効性があるかというようなご質問でよろしいでしょうか。

○12番（菊地昇悦君） はい。

○生活環境課長（磯崎宗久君） まず、地域防災計画原子力災害対策編の見直しに当たってはですね、国のほうの指針、原子力災害対策指針が見直されておりますので、それと整合を図るべく改定を進めているということでございますので、もし事故が起きた時にどういう対策を取るかということに関しては、国の災害対策指針と一緒に行動、一緒に行動というかですね、国の災害対策支援に基づいて実行していくということになりますので、実効性についてはですね、あくまでもこの計画にのっかって、あるいは国の災害対策指針にのっかって行動をしていくということになるかと思えます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） H T T Rはですね、町も安全協定を結んでいるんですが、このH T T Rが全面緊急事態に進展すると、原子力災害を想定した総合訓練なども行っているということでありますから、大洗町ではこの7月に向けて町民に対してですね、この再稼働に向けてどのような周知、安全策を提起するのか、この点について考えているところがあれば伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） H T T Rの安全性というかですね再稼働に対して町民に対してどのように周知をしていくかということだと思いますけども、我々としてはですね、原子力災害対策計画を見直したことによりまして、これまでと安全対策が若干変わってくるということでございます。具体的に申しますと、今まで災害対策を重点的に実施すべき区域ということで地域防災計画にも定めておったわけですけども、今までは200メートルと、約200メートルの範囲としておりましたので、ほぼ原子力機構の敷地内で収まっていたものがですね、改定に基づきますとU P Zという緊急防護装置を準備する区域が約5キロというふうになります。ですので、万が一事故が起こった際にですね、夏海地区であったり大貫地区の方々に対してはですね、安全対策をとっていただくということが必要になってきますので、そういった点をですね住民の方々にも周知をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この大洗町の町民もそうですけれども、再稼働に当たってはですね、まずこの同意権はあるんですか、再稼働するかしないかについて。この点どうですか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 事前了解というお話でございますけども、H T T R（高温工学試験研究炉）に関してはですね、この事前了解を要する範疇には入っておりませんので、事前了解につ

いては、事前了解といいますと安全協定に基づいて事前了解をするというようなことになっておりまして、この安全協定上ですね、施設の増設であつたり変更というようなところに該当しませんので、事前了解は必要ないということでもあります。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 事前了解が無いということでもありますけども、大洗町のなかに存在する施設であつて、これを再稼働するということでもありますから、これ大洗町単独で考えるんじゃなくてですね、周辺5キロですから、周辺の自治体にも影響を及ぼすということにつながります。存在することと運転することによって町には利が生じるということにもなるかもしれませんが、周辺の自治体にはそれは関係ないということになりますから、そうはいつでもやはり無視することはできないと思うんですね。この周辺自治体との関わりについてはどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 周辺自治体との関わりということでございますけども、大洗町、原子力機構とですね安全協定を結んでおりますけども、周辺の自治体、銚田市であつたり、茨城町、水戸市においてもですね、この安全協定のほうを結んでおりますので、同じような対策をとっていくということになると思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町長の令和3年度のね施政方針では、HTTRの再稼働を後押しするということが明記されています。どのような後押しを考えているのかということではありますが、後押しされた事業所は大変歓迎すると思うんです。ところが、町民はどうかと、このUPZ5キロ範囲に入る方々は相当数の方がいるということを考えて時にですね、町民の安全のためにこそ後押しするという、こういうことを書いていただければね安心したと思うんですよ。ところが、事業所側を後押しするというふうなことをきっちり示しているわけではありますが、これについてはちょっと町民からすると不安感を感じ得ないというふうに思いますが、これはどういうことですか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からのご指摘でありますけども、これは事業所を後押しすることは、当然ですね、いわゆる安全が担保されて、技術的にも法制度的にもしっかりクリアする、これも大前提です。それから、安全と安心は今の時代、違いますから、今おっしゃるように住民の皆さん方不安がってれば、いくらこの安全がしっかり技術的に担保されて、法制度の枠組みに合致していても、安心感はまた別の問題、安心、不安感が非常に多くあつては、例えば東海第二もそうですけど、不安のほうが先行するならば、私はこれゴーサイン出せないというふうに思っております。ここに徹底してご説明を申し上げて、説明責任を果たすこと、これは事業所が当然やるべきですし、行政、国・県、いわゆる所在自治体である大洗も一緒になってやるべきところなんですよ。でも、それが果たせて初めてこれがなし得るわけでありまして、ここでいう後押しというのは、再稼働後押しというのは、今言われたように全てが担保されるということの後押しでありまして、当然単純にそこがしっかり担保されたから再稼働させてということをやったとしても、それはやっ

ぱり安全対策とか講じるような予算措置をしていただくとか、そういうことがない限りは、これは途中でストップということがなかなか言い切れませんので、そういう全体像がしっかりと今後も継続して稼働していくためのものが全て完備されるという前提の全部の後押しで、私どものほうでこれ、言葉足らずで、単純に何か許認可を後押しするというそこ、この事業者の視点に立ったように思われがちですが、ちょっと言葉足らずで、私は全体を含んだ上での後押しをしていきたいというふうに思っております。当然です。

その起源となりましたのは、議員の皆さん方も昨年ご視察されたと思いますけども、その前に私も視察をさせていただきました。議員時代、何度も視察をしておりましたが、数年ぶりに私は視察して愕然といたしました。おそらく皆さん方もそういう思いに至ったのかもわかりませんが、あの入講していろんな施設を回りますと、昨年の今村議員の質問のなかでもお答えさせていただきましたが、もう草刈りすらできないような草が伸び放題なんです。これは決して職員の皆さん方がそこで怠惰な対応をしているということではなくて、もう予算措置が、草刈りの予算措置もされないぐらい非常に国から厳しいものをされている。草刈りは安全とはまた違うといっても、おそらく安全面における予算措置についても、おそらくカットされるような、そういうもう何でもかんでも国はカットみたいな方向にあるので、やっぱりそこは共闘して、対原子力ということに関しては緊張感であるとか、さらにはしっかり安全性については繰り返しもう最優先でお話をするとか、そういうことの醸成は必要でしょうけども、予算措置をするということとかそういうことにおいては、一緒に共闘して戦うといったらおかしいですけども、要望なり何なり声を上げていかなければならないという、そういうことがございまして、そんなような考え方から後押しをするという、そこに至ったところでありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この高温ガス炉はですね、事故時に炉心の溶融が、可能性が少ないと、あるいは周辺住民の避難は必要ないんだというような説明もあります。炉心に対して、あるいは燃料に対しても、耐久温度が非常に高いと、安全だということを、これは事業者側が言ってるわけです。こういう説明をされておまして、だから安全だというような思い込みになりがちやすいんですが、しかし、避難計画を作っているということが事実でありますように、周辺住民にとっても、それはそうかもしれませんが、放射能の危険があるということには変わりはないというふうに思います。

避難計画の実効性が確認される、このことがやはり何よりも再稼働の前提だと思うんですね。5キロ圏内には高齢者施設なども存在します。こういう施設の方々が本当に安全に確実に避難など対応できるのかどうか、こういうことがしっかりと確認できるまでですね再稼働は行わないと、延長も含めて、行わないということを、町としてはね事業所側に申し入れるべきではないかと、協議すべきではないかということを考えますが、これについてはいかがですか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） H T T Rの再稼働と避難計画の関係というご質問かと思えます。

議員おっしゃるとおりですね、こちらの大洗地区の研究所の避難誘導計画のほうを町でも策定を

進めているというような状況でございます。これは研究炉があるということについて計画のほうを策定すべきだというふうに我々は認識しております。ですので、こちらのH T T Rの再稼働と直結するものではないというふうに認識をしております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） H T T R、あるいは常陽もね来年には再稼働するんですけどね、予定されています。ですから、この地域防災計画がしっかりとでき上がったとしても、それがしっかりと計画性が無いまま再稼働するという事は、これは住民の安全につながるものではないし、また、住民にとってもね認めることができない、そういうところにつながっていくと思うんですよ。しっかりとこの辺は、もう一度考えてですね、事業者側と協議をするということを重ねて訴えて質問を終わります。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は10時40分を予定しております。

（午前10時28分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○6番（柴田佑美子君） 6番、公明党の柴田佑美子でございます。今回質問は、2本させていただきます。一つ目が、安心子育ての町にということで、町の子育てサポート体制について、そしてもう一本が不育症支援について、大きな二つ目には、コロナ禍における避難所運営の在り方について伺わせていただきます。

まず初めに、昨年11月、議会広報委員会にて子育てについてのアンケート調査を実施いたしました。議会だより192号の特集内容の調査のためです。このアンケート調査を行うに当たり、昨年、まちづくり推進課で大洗町のまちづくりに関する町民意向調査が行われましたが、その結果を10月にいただきました。18歳以上の町民3,000人に、性別、年齢に偏りが出ないよう無作為に調査用紙が配布されました。回答者が1,106名、36.8%の回答率だったかと思えます。回答者の年齢層に偏りがあり、60～69歳の方が24.5%、70歳以上の方が32.1%、合わせて56.6%となり、若年層の方の回答率が低いことが気になりました。アンケートの内容については、「大洗町の住みやすさ」「まちづくりの満足度・重要度」「町の将来像について」などでした。現在進められている第6次総合計画策定のための参考資料だったかと思えます。

このまちづくりの調査に対し、町の将来像を考えた時に、現在子育て中の方、また、子育てを経験してきた方々の生の声、若年層の方の声を聞いてみては、また、現在、大洗町の子育て支援制度の周知状況、また、活用状況なども探ってみようということになりました。

4名の広報委員で56名の方の声を聞くことができました。そのなかでお声が幾つかいろいろございましたけれども、20代、ゼロ歳児、生まれたてのお子さんいらっしゃる方なんですけど、生後2、3カ月ぐらいまでの夜間の育児を手伝ってもらえる制度があるとよいですとか、なかなか夜間のお手伝いというのは大変かと思うんですけれども、また、30代、1歳・2歳のおさんがいらっしゃる方、一時預かり制度があるとよい。これは現在、保育園等では町で一時預かり制度がございますけれども、そのほかでの一時預かり制度というものは現在ございません。また、この方は60代なんですけど、子育てを経験したなかでのこういうことがあったら良かったっていうお話だったんですけど、産前のトラブルや産後の不安な状況の時に、自由に動くことがその方できなかったようです。行動的なケアが欲しかったということで、例えば上のおさんを見ていただけるような制度ですとか、買物をお願いできるような制度ということだと思います。

そこで、このことに対応できる制度を調べてみました。子ども・子育て支援交付金のメニューの中にファミリーサポートセンター事業という制度があることにたどり着きました。子育てを手伝ってもらいたい親と、子育てが一段落したサポートしてあげられますよという方のマッチングできる制度です。ここで課長のほうに質問させていただきます。このファミリーサポートセンター事業について、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業のですね内容でございますが、乳幼児や小学生などの児童を持つ子育て中の保護者などを会員といたしまして、児童の預かりの援助を受けたい方と、それらを援助したい方との相互援助活動の連絡や調整を行う事業でございます。地域におきます相互援助組織となっております。このファミリーサポートセンターにですね相互の橋渡し役を担いますアドバイザーという方をですね配置いたしまして、両者のマッチングを行う事業でございます。

利用の内容といたしましては、保育施設、学校、習い事の送迎、それから保育施設の開始前や終了後、学校の放課後などの預かり、冠婚葬祭やほかの子どもの学校の行事の際に預かりなどとなっております。

預かる側のですね資格としましては、保育の資格の保有などの規定はございませんが、預かることに対しましての必要な講習を受けた方が活動できる仕組みとなっております。原則、預かる側の1人に対しまして一度に預かる子どもの数は1名となっております。

利用料金といたしましては、多くのところで平日1時間当たり基本料金が700円前後と設定されております。

内容については以上でございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。この制度で本当にいいなと思ったのは、現在、保育園で一時預かり制度っていうのもあるんですけど、確か1時間単位とかっていうのはなかったと思うんですね。例えば、お二人お子さんがいらっしゃる方で、もう下の子が生まれたばかりで、上の子の塾の送り迎えですとかそういう簡単なこともお願いができるということです。あとは私自身も経験しましたがけれども、生まれたての子どもを抱えてお買い物に行くっていうのが、ものすごく大変でした。その当時、キャリーバッグってこういうかご、私の時代だとかごがあったんですけど、かごに入れたり、あとは今の人、おんぶする人いないんですけど、おんぶして本当にお買い物に行ったりっていうのをやっておりました。慣れないなかでの、特に冬なんかは風邪ひかせちゃいけないとかっていう思いながらやっておりました。

この事業、県内でどういう状況なのかちょっと調べてみました。そうしましたら、県内44自治体中41自治体が行っている制度で、この制度が整っているようです。整っていない3自治体というのは、我が大洗町と隣の茨城町、そして河内町さんでした。この現状にとっても違和感がありました。多くの需要が見えた段階で制度を整えるのか、それとも、制度を整えて、どの地域に行っても同じように子育てのサポートが受けられるのかということのをちょっと考えました。

次の質問なんですけれども、県内自治体のファミリーサポートセンターの事業の開設状況をちょっと伺いたいんですけれども、これは確か国・県でも補助がいただける内容です。開設を考えた時に、我が町で最大の課題と考えられることはどのようなことでしょうか。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） それでは、県内の状況ということでございますが、柴田議員おっしゃるとおりですね、県内では41市町村が実施しております。実施していない市町村は、大洗町、茨城町、河内町の3町となっております。

この実施主体でございますが、自治体の直営でやっているのが5市町村、そして事業を委託している自治体が36市町村となっております。その委託先といたしましては、社会福祉協議会への委託が30市町村、それからNPO団体やシルバー人材センターなどへの委託が6市町村となっております。

またですね、会員数が少ないなどによりまして、国の補助の対象にならずにですね独自事業として実施している自治体も13市町村ございます。

実情といたしましては、実施しているといっているのがですね全く会員が無い市町村であったり、会員が少なく活動状況が全く無い市町村もございます。人口の多い市町村や県南地域の市町村はですね活動件数も多いのでありますが、人口の少ないですね町村の活動件数というのは、ちょっと低調になっているということが状況でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。実施状況として社協に委託しているのが30自治体、そしてNPO、シルバーさんに委託しているのが6自治体、そして独自に、補助をこれは受けないで独自に行っているということでしょうか、13という数で説明いただきました。

人口、大洗町、今本当に出生率が大変下がっておりまして、この利用者がどうなのかっていうこ

とを考えると、なかなかこれに踏み切れない、今までね踏み切れない状況ではあったのかなとは思いますが、今までの制度を導入の検討をされたことがあるのか、また、今後の体制整備について町の考えを伺いたいと思うんですが、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） そうですね、利用したいニーズというのはあるかどうかでございますが、今年度からですね第2期子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。その策定前にですね子育て世帯へのニーズ調査といたしましてアンケート調査を実施いたしました。そのなかの質問の中に、「日頃お子さんを見てもらえる方はいますか」といった質問がございまして、その回答の中でですね「日常的に祖父母などの親族に見てもらえる」「緊急時や用事の際に祖父母などの親族に見てもらえる」「知人・友人に見てもらえる」との回答が大半でございました。祖父母と同居、あるいは近隣に住んでいるといった小さい町ならではの地域性もあるのかなと思います。ニーズとしてはあまり高くありませんが、急な用事や誰にも見てもらえないといった場合もあるかと思うので、このファミリーサポートセンター事業を実施することによりまして安心して子育てする環境がさらに整うということで、今回のですね計画のなかでは継続した調査・研究を進めていくこととしているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。なかなかやはり小さな自治体で、割と大洗町は地元で親御さんがいらっしゃるというケースも多いかなと私も感じております。でも今回、56名の方のお話を伺うなかで4名ですかね、こういう制度があるといいのではというお声がちょっとあったものですから、今回質問に取り上げさせていただきました。

本当に子育てというのは、もうどの地域に行っても同じようなサポート体制を受けることが大事なのではないかと私自身は考えております。本当に地域で、みんなで子育てができる、そういう地域の体制が整うことを希望しておりますので、是非今後も調査していただき、積極的に検討をしていただけたら有り難いと思います。

続きまして、不育症支援事業について伺います。

不妊治療を受けている夫婦は5.5人に1人とされています。政府は2022年4月から不妊治療への保険適用を実施する方針を示すとともに、保険適用までの間の措置として、現行の助成制度を大幅に拡大されました。助成は今年1月1日以降に終了した不妊治療が対象です。夫婦合計で730万未満とされていた所得制限を撤廃し、助成額も1回15万、初回のみ30万だったんですが、これが1回30万ということで増額いたしました。助成回数、これは生涯で通算6回までで、治療開始時点で妻の年齢が40～43歳未満、この方は3回ということだったんですけれども、子ども1人当たり6回までと見直しをいたしました。また、大きく違うのは、対象が法律婚の夫婦だけでなく、事実婚のカップルまで広げることです。

公明党は1998年、党の基本政策大綱に、不妊治療の保険適用を盛り込んで以来20年以上にわたり、一貫して推進してきました。2000年には保険適用を求める署名運動を全国で行い、約55万人の声を

政府に届けました。2004年当時、坂口 力厚生労働大臣のもとで助成制度が創設されました。その後も助成額などを段階的に拡大してきました。この助成は大洗町では特にお一人15万円の補助を上乗せしている状況だと思います。この不妊症に対して、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症というのがあります。この不育症について検査の費用を助成する制度が新年度、創設されると伺っております。ここで不育症について、また、国の支援制度について詳しい説明を伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

議員からもご説明いただきましたように不育症、こちらは妊娠をしても母体のなかで、体内で赤ちゃんが育たずに、流産であったり死産、またあるいは生後1週間以内の死亡などを2回以上繰り返して、結果的に子どもを持つことができない状況、状態というふうに定義をされているところでございます。

近年、女性の社会進出に伴いまして晩婚化、晩産化、こちらが進んでいるということで、流産をする件数も増えてきているというふうに感じております。

厚生労働省の研究班によりますと、実態調査の結果としまして、不育症は毎年約3万人が新たに発症していると推定されております。不育症の一般的な検査、治療、こちらにつきまして、ほとんどが保険適用に現在なっているわけでございますけれども、なかなか不育症自体の原因が不明というところも数多くあるというふうに伺っております。また、治療方法も個人差があるということで、子どもを生み育てる上での深刻な問題となっているというふうに認識しております。こちらの原因としましては、ストレスが大きく関わってくるということであるというふうにも伺っておりますけれども、そのためのカウンセリングでありますとか、家族、職場など、周囲での理解でありますとか、また、信頼関係が大切であるというふうに言われております。不育症を正しく知って、適切な治療、検査を受けることができるように環境を整えるということは、行政としても非常に重要な課題であるというふうに認識しております。

現時点で県内の市町村の状況でございますけれども、令和2年度の資料を見ますと、県内で17の市町村で独自に検査費用でありますとか治療費などの助成を実施している状況でございます。大洗町におきましては、平成26年度より不妊治療の経済的負担軽減のために、女性及び男性の特定不妊治療に係る費用を助成をしているところではございますけれども、現在のところ、不育症に対する助成のほうは行ってはおりません。現在、子育て世代包括支援センター「ほっと」の窓口で母子手帳をお渡しをさせていただく際に、母子保健担当の保健師、また、助産師において、不育症を含めた全般的な妊娠期からの支援、相談等に対応できるよう努めておりますけれども、なかなかこちらのほうはデリケートな問題ということもございますので、不育症と診断された方が大洗町で何名いるかまでは把握はできていないような状況でございます。

また、国・県の補助ということでございますけれども、こちら茨城県の新年度の予算資料を見ますと、令和3年度からの新規事業としまして、不育症に対する検査費用の自己負担を軽減するという

ことで、こちらの保険対象外の不育症検査につきまして保険適用検査と併せて実施する場合に費用を軽減をするということになったと伺っております。こちら、これまで胎児の染色体検査でありますとか、母体の血液凝固因子検査など、自前のご負担でなっていたものにつきまして、1回5万円を上限に国と県でそれぞれ2分の1を負担するものでございます。この新たな補助事業でございますけれども、こちら単に単独事業として既に実施をされていた市町村の事業に対しまして国費、県費が入るということではなく、また別立ての補助事業として実施をされるということになります。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。丁寧なご説明をいただきました。補助については県・国の補助があり、1回の検査で5万円の上限で補助が受けられるという説明だったかと思います。

先ほども子育て支援センター「ほっと」にて説明、対応していくという説明がございましたので、あとは最後、不育症についてですが、適切な検査と治療によって8割以上の患者が出産できるとされています。ただ、検査には保険適用されているものもありますが、ただいま課長のほうから説明いただきましたが、保険適用外の検査を併せると全てが実費診療となり、1回の検査で10万かかるケースも今まであったそうです。これに治療費が加わるため、患者の経済的負担が大変重い状況でした。検査費の助成制度が新設されることにより、患者の負担軽減にとって重要な一歩となると思います。是非我が町としても制度の創設を考慮いただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 柴田議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

妊娠、出産を望む方が、その希望を実現できるような環境を整えていくということは、行政としても子育て支援の一環としても大変重要な課題であるというふうに認識をしております。

先ほど申し上げましたように国や県の不妊症、不育症に対する治療などは徐々に拡充される方向にあるということでございますけれども、今後も引き続き動向を注視しながら、相談を受けた際にはこの県の補助制度を丁寧にご案内をさせていただくなど、適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

不育症につきましては、不妊症と比べて、まだまだ一般的に知られていない面も多いかと思われるので、町としても正しい知識の周知、啓発を図るため、ホームページでありますとか広報紙、また、子育て支援アプリの「あらハピ」などを活用しまして正しい情報の発信に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） まだまだ不育症ということが知られていないということで、情報発信をしていただけるということですので、さらに引き続きお願いしたいと思います。

また、支援制度のほうも前向きに考えていただきたいと思います。

続きまして、コロナ禍における避難所運営の在り方について質問させていただきます。

避難所における感染対策はということで、近年、大規模地震や大規模水害など想定を超える自然

災害が頻発化、日常化しています。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる状況を踏まえて、感染症への対策に万全を期することが重要となっています。発生した災害や被害者の状況によって避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。また、避難所における感染症リスクを避けるために、スペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について具体的に質問させていただきます。

まず初めに、可能な限り多くの避難所の開設について伺います。避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣防災から検討するよう徹底されていると思いますが、ホテルや旅館等の活用について、現状はどうなっているのでしょうか。例えば隣の水戸市さんでは、ホテルや旅館など市内の34宿泊施設を加盟する業界団体とホテルの空き部屋の提供などに関する協定を結ばれていると伺いました。宜しくお願いたします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

今、議員からご紹介がありました水戸市の例でございますけども、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部と協定を結んだというように聞いております。大洗町で申しますとですね、公共施設以外の避難所として提供をいただくことで協定を結んでおりますのがかんぼの宿、それと鷗松亭さんと災害時の応援協定を締結してございます。公共施設の避難所で足りない場合はですね、避難所として協力をしていただきたいというような要請になるかと思っております。こちらは水戸市もですね公共施設の避難所がいっぱいになったら、例えば高齢者であったりですね、なかなか避難所での宿泊に不便を感じる方々、いわゆる避難行動要支援者に当たる方かなと思うんですけども、そういう方が増えた場合にはホテル等に協力していただくというようなことを想定しているというふうに聞いております。町でもですね2カ所、協定を結ばせていただいておりますけども、なかなかこのコロナ禍で避難所の数、収容数が少なくなってくるだろうということを、少なくなってしまうだろうということがありますので、さらに拡充することを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。ご答弁のなかに、今後さらに拡充、宿泊施設等への協定の拡充を検討しているというご回答をいただきました。

それでは、密を回避するための避難所運営の在り方として指針が示されています。避難者同士の間隔、最低でも1メートル以上空けるようにですとあっていろいろな指針があるかと思いますが、現在指定されている避難所には何人収容でき、コロナ対応の避難所体制にすると何人になるのか、それだけ差が出てくるわけですね。そのために宿泊所への拡充という話になるんだと思うんですけども、収容対応人数が減ることによって多くの避難所、避難者の安全を確保するためには、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） コロナ対策として密を避けるために、これまで想定しております収容人数を抑えるということが必要になってくるということでございます。議員おっしゃるように避難をしてこられた方、家族間のスペースを1、2メートル空けるというようなことが国・県の避難所運営、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営のガイドラインとしても示されてございます。

例えばですね、大洗小学校の体育館、これまでですと約340名程度避難できるかなというふうに想定しておりますけども、家族間のスペースを空けることによりまして、130名弱程度まで収容人数を抑えなければならないというふうに想定しておりますので、収容数でいきますと約40%になってしまうというふうに考えてございます。そのほか、例えば第一中学校の体育館であったり南小中学校の共用体育館、そのほか避難所として町の公共施設で指定をしておりますところ、大洗高校だったり運動公園のトレーニングルームであったり、そういったところをですね仮に比較しますと、やはり40%、例えば2,400名程度収容できるというふうに考えておりますところが、1,000名程度に下がってしまうというふうに考えてございます。これは家族間のスペースを空けるということで、家族のなかではですねちょっと、例えばパーティーの中で2人程度であれば好ましいんですけども、家族連れであれば3名程度ということもありますので、あくまでも目安としてそういうふうに考えておるということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） すいません、もう一つ質問があったんですが、その減ることに対してどういう対応をするのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 失礼しました。

これも国のほうからも提案されているというか示されておりますのが、避難所だけが避難場所ではないということですね。安全な場所にお住みの親戚宅であったり知人宅、こういったところに避難することも密を避けるための避難の対策だというようなことが紹介されております。これはテレビ等でも紹介されていることがありますので、皆さん御存じのことかと思っておりますので、やはりこういった密を避ける避難の在り方についても周知をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 続きまして、避難所における感染症対策や女性の視点を生かした避難所の運営について伺います。

避難所における感染症対策を強化し、避難所に対して手洗いやマスクの着用など、基本的な感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要です。令和2年7月臨時議会にて、避難所における感染症予防資器材整備事業として、大洗町は1,999万5,000円を計上されました。購入予定資器材については、非接触体温計、フェイスシールド、消毒液、マスク、ゴム手袋、パーティーション、折り畳みベッド、換気扇風機だったと思います。昨年5月15日、前町長に対し、公明党大洗支部長として、

災害対応備品の段ボールベッド、間仕切りの早期整備をする要望書を提出させていただきました。  
このパーテーション、折り畳みベッドについては、今回、国の地方創生臨時交付金での整備推進が  
国より発信されており、県内自治体の整備時期が重なり、発注時には入荷状況が未定とのことでし  
た。現在の配備状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 議員ご指摘のパーテーション、それとベッドの配備状況でございま  
すけども、当初なかなかちよつと全市町村というかほとんどの市町村で購入するというので納品  
が危ぶまれたんですけども、何とか2月に納品できまして、今現在、失礼しました。1月ですね。1  
月に納品できまして、パーテーションでいいますと、こちらの写真ですね。四方を見えなくする  
というようなパーテーション、こちらがですね514張、今、備蓄をしております。それともう一つが折  
り畳みの簡易ベッドですね。簡易ベッドに関しましては264台を備蓄をしている状況でございま  
す。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 入荷がしたというお話ですが、その現在入荷したパーテーションと折り畳  
みベッドは、現在どちらのほうにあるのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） すいません、ちよつとお待ちください。失礼しました。まず、パー  
テーションのほうなんですけども、なかなかちよつとがさばりまして、小学校の防災倉庫に入りき  
れないということがございまして、夏海小学校ですね、夏海小学校のほうに備蓄をしている状  
況でございまして。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 現在、大洗小、一中、南小中学校の備蓄倉庫には入りきれず、夏海小  
学校のほうに保管されてあるということですが、今後は緊急の対応の時には、やはり夏海小  
学校から運んで体育館に設置するというのは大変な状況だと思いますが、どのようにお考  
えでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） これまでですね避難所で必要な物資について運搬する時間、ある  
いはその労力を省くために防災備蓄倉庫を避難所である小・中学校のほうに備蓄倉庫を設  
けてきたところですので、やはり同じ考えでですね、こういったパーテーション、ベ  
ッドについても、なるべく備え付けて、備え付けと置くというか避難所のそばに保管  
をしたいと、備蓄をしていきたいというふうに考えておりますので、新たな防  
災備蓄倉庫が必要になるかどうかということを含めて検討していきたいと思  
っています。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 是非、震災というか急な災害の時に、即対応できるよ  
うな体制をとっていただきたいと思います。

続きまして、昨年、茨城県より避難所開設訓練を行うよう通達があったかと思  
います。

当課への確認をさせていただきました。資器材が揃った時点での開設訓練が実効性があるため、その時点で行う予定ですとの回答だったかと思います。資器材が整った現在、開設訓練は行われたのでしょうか。また、今後行う予定はあるのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 避難所開設訓練でございますけども、こういったパーテーションであったりベッドが揃ってからですね実施したいというふうに考えておりました。

昨年ですね、このパーテーションとベッド、全部は揃っていませんけども、発注した業者のほうにちょっと手配をしていただいて、一組あるいは二組ですね、をちょっとお借りして避難所開設担当課の課長、係長を集めて説明会を実施したところでございます。やはりその際にもですね、避難所の開設が必要になった時には、こういったものを活用していただきたいと、数は今ないんですけども、やはり避難してこられた方々の間隔を空けるとか、受け付けをする時に体調を聞くとか、体温を測っていただくとか、そういったことを実施するというようなことで説明会を実施したところでございます。

今現在、こういった備蓄資材が整いましたので、避難所開設の訓練を今後実施していきたいというふうには考えておるんですけども、今現在、なかなか新型コロナの感染状況が落ち着いていない状況でですね職員を集めるのはいかがかと思しますので、今年度というか令和3年ですね、台風等の発生期前には訓練のほうを実施したいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 是非対応が間違いなく開設ができるような訓練を実施していただきたいと思えます。

続きまして、町内の方より、昨年、台風19号の避難所での体験を伺いました。いまだかつてない大型台風との報道があり、町民会館への避難をしたそうです。一人暮らしの女性の方で、足が悪い方です。避難しての経験を伺いました。多目的トイレの扉が開けられず使用できなかったそうです、その時。一般のトイレを使用して、とても大変な苦勞をされたというお話を伺いました。避難所として活用する設備については、定期的な点検が必要だと感じました。

このトイレの体験の話伺い、各避難所のトイレの状況を調べさせていただきました。避難所は、様々な方が避難されてくると思いますが、現在、避難所に指定されている小・中学校での多機能トイレの設置状況について質問いたします。南小中学校体育館、ここの体育館はもう建設したばかりですので素晴らしいトイレが設置されてまして、こちらになります。多機能トイレが設置されてまして、体育館のほうに設置されてました。あと、大洗小学校にも体育館の外側ですね、に多機能トイレが設置してあるとのこと。一番古い一中の体育館のトイレは多機能ではないようです。災害時の避難所として整備する必要があると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 議員からのご紹介がありましたようにトイレですね、車椅子の方であったり、あるいはオストメイトといわれる方、人工肛門の方ですね、こういった方が用を足すの

にこの多機能トイレではないとなかなか難しいというような状況ですね。今、議員のほうからご紹介いただきましたように、南小中学校の共用体育館であったり、大洗小学校の外から利用できるトイレ、多機能トイレがございますので、このスライドで映していただいている便座の左側にあるこの器機がですねオストメイトの方、対応できるような、洗浄できる器機となっております。ですので、大洗町の北地区、南地区に主要の体育館のところには、この多機能トイレが備わっていると。もしくは、ゆっくら健康館にもオストメイトに対応して車椅子の方も利用できるトイレがあるというところがございます。なかなか全部が全部公共のトイレのなかにオストメイトまでは備わっておりませんが、一部、車椅子の対応のトイレもございますので、この辺、適切な管理をして運営をしていければと思っております。なかなか今現在、小学校、中学校の、この多機能トイレはあるんですけども、生徒の方、児童の方は使っていないという状況がありますので、適切に維持管理をしていただくよう、学校教育課と連携していきたいというように思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） なかなかやはり学生さんが使われてない分、新しく設置するというのは難しい状況かもしれませんが、例えば南小中と一中では、ちょっと地域的に場所が離れてますので、こちらにありますよって案内してもなかなか難しいと思うんですが、ただ、一中と大洗小は近いので、例えばそういう対応が必要な方は一中にはそういうお手洗いがありますよという周知は必要かなと思いますので、是非進めていただきたいと思います。

コロナ禍における避難所の運営の在り方について、本日多岐にわたり質問させていただきました。

最後に、地方防災会議の女性委員の比率について、大洗町の状況を課長に確認させていただきました。地方防災会議の女性委員の比率は、国の目標が30%とのことですが、県内自治体では25%の筑西市が最高になっているようです。

さて、大洗町では33名の委員のなかで女性委員は1名と伺いました。育児や介護を担うことが多い女性の声を反映する機会が増えれば、女性だけでなく子どもや高齢者らに対する支援の充実も期待できるのではないのでしょうか。意思決定に女性が加わることが、誰も取り残さない防災への一歩となるのではないのでしょうか。見直しの際には、是非検討を要望し、本日の質問は終わりますが、最後に國井町長のほうから何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員からは、多岐にわたりましてご質問いただきありがとうございます。

議員の皆様方のいわゆるご承認によりまして、歴史的に見てずっと大洗は子育て支援環境・施策が非常に充実していると言われております。しかしながら、唯一全体、付加価値がずっとそれがずっと続くかといったらそういうものではありませんで、時代の要請や社会の要求によって様々な施策の転換であるとか新しい施策を生み出していかなければなりませんので、ここでいわれるところのファミリーサポートセンターの創設であります。前向きにしっかり検討していきたいと思っております。ただ、私がざっとこう、不勉強なんですけど、二つほど課題があると思いましたが、今伺って。一つは、柴田議員言われるように、需要がいっぱいあってやるのかと、もしくはそういう需要はなく

でも創設することによって需要を喚起するのかと。当然こういうものがあれば、先日の櫻井議員から出たビジネス的ないわゆる労働環境のマッチングでありませんが、こういうものがあれば非常に利用しやすいですから、おそらく先に創設をすれば需要があるんでしょうけども、問題は需要と供給のバランスが崩れた時に誰が責任を取るんですかと。おそらく新しい今度またそこで行政が担えよと。例えば需要と供給のバランスが崩れるというのは、数の問題だけではなくて、例えば何時から何時まで、今日の5時から6時までやってほしいといった時に、そこだけどうしても埋められなかったといった時に、ここは何とか行政に埋めて欲しいという話になってくるんじゃないかと。もう一つは、今申し上げたように、この数が非常に上回って自分のとこへ回ってこない時にどうするんだと、これが私はしっかり将来的に見て、解決できるということならば、当然大いにやるべきだというふうに思っています。

それからもう一つ、これは一つわかりにくいんですが、保育園であるならば保育士の資格を取らないと保育園で保育士として働くことは出来ません。保育士になるには非常にもう長年でありますから、学校を出て、しっかり資格取るまで勉強されるわけですが、この同じような子どもを預かるというなかで、本当に一日か二日の研修だけでやれるのかなという、ここが非常に疑問です。ただ、今いろんな市町村でやられているんでしょうから問題はないんでしょうけども、どうも私はここは懐疑的ですし、非常に不安な側面を感じます。この辺のところを実態どうなってるのかしっかり調査をしながら、前向きに検討し、本来その掲示板じゃありませんけども、ネット掲示板でビジネスマッチング的に何か需要があって、そして供給がしっかりそこに掲示してあって、それでネットで当事者同士でやり取りされれば一番いいんですが、これだけで済むのであればいいんですが、本当に果たしてどこまでこの行政が責任を担うのか、そういうものもしっかり見極めた上で進めていきたいと思っています。

今、「ココナラ」というサイトがあるんですが、私も選挙の際、似顔絵を作ってもらったんですが、このサイト、テレビでも随分やっていますが、こんなところサイト検索すると、もう自由にそういうものが、子育てして預かってくれとかも、士業ですか、法律職であるとかそういうもの、それから例えばカメラ、写真を撮るとか、絵を描いてもらうとか、そんなもの全国のココナラサイトでありますから、東京のような大都市圏では人口も多いですから、そういうものも自由経済のなかで、もう行政が関与しなくてもそういうものがどんどんどんどん創設されていきますんで非常にいいんですが、我々のような地方においては行政がてこ入れをしなければならぬ側面もございますので、やっぱり今、冒頭申し上げたように子育て環境の充実というのは、その時代、時代でそういう施策を変えていくことも必要だと思っておりますので、十分に検討した上でまたご返答申し上げたいと思っております。

それから、不育症についてですが、議員ご指摘のとおり社会的にはまだまだ認知度が低いのが現状です。また、いわゆる専門的知見という考え方においても、まだまだ確定されていない、権威付けされていない部分も多うございますけども、しかし、一部もうこの不育症を認めているような自治体でこれに対して対応しています。いろんな施策見ておきますと、例えば、まず今後これも今申し

上げたように変わってくるのかなと申しますのは、法律婚だけしか認めてない、ほかの自治体を見ると、全部施策を見ると法律婚をしているということが前提で、今、事実婚のほうが認めるとか夫婦別姓とかいろいろな問題ありますんで、こんなものも変わってくるのかなと。それから、回数制限を設けたりとか、あとは金額の上限を設けたりとか、あとその1年間幾らであるとか、いろんな制限がそれぞれありますけども、何か適切なのか、それでやっぱり少子化対策というのは国を挙げてやってる話ですし、私どももそれは、もう人口減少社会のなかにあって、しっかり対応していかなければならないという認識は持っておりますので、私はこれについては前向きというか、もうやる前提でいろいろな自治体と意見交換をしながら進めてまいりたいと思いますので、またその際にはいろいろとご進言をいただければと思います。

そして最後に避難所の開設についてですけども、これは複雑化、多様化する、いわゆる二重三重の対応を迫られる、すなわちコロナだけでなく、もしかしたらもっともっといろいろなことが起きて、それによって非常時における避難所の在り方ということを整備しなければならないことが求められるということに対してのどうかという話でありますけども、これはもう当然のことです。しっかり機能するような対応をしていくということも行政の役割でありますから、そういう認識で進めていきますが、一つこの町内のいわゆる水戸のようにホテルであるとか旅館であるとか、そういうところと連携をしていくというのは大事なんですけども、もう明日でもこれできると思うんですけども、しかしそれが本当に機能するのかが一つです。本当に機能しなければ、これ、ただ安心感を与えるだけになってしまって、安心感というか、逆に言えば失望されてしまいますんで、もし何もなければ。ですから、そういうものもどうするんだということも考えなければなりませんし、また、やっぱり高齢者が多いとか、誰しもそうですけど、近場が一番見えるのにはいいですから、町内のもう一回人口分布であるとか、どういうふうな世帯がどこに住まわれているかということをしっかり整理した上で、避難所が非常に遠い方々、集会所とか何かかもし水没したり、もし何か機能を果たせなくなった時には、そういう民間の施設が活用できるのかどうかということもしっかり整理した上でそこは進めていきたいと。単純に協定を結ぶだけで、それだったら何の意味もありませんので、機能するような対応をしていきたいというふうに思っています。

今、磯崎課長のほうから申し上げましたけども、避難所だけが避難所ではないというのは、まさに明言だと思います。いろいろいろんな避難所ぐるぐる回ったけども、自分ち戻ってきたら何か自分ちが一番良かったというんでは、これ漫画になっちゃいますので、そういうことがないように、ただし、あの原子力の防災計画についての策定中ですが、今、考え方として、昔はどっかへ逃げろっていうのありましたけども、自宅のなかで屋内退避というのが大分出てますので、むしろ自宅にいたほうが安全だという場合もございますから、そういうものも見極めをしながらこういう開設をしていきますけども、コロナとの関係においては幾つか、この間の福島の大地震で福島では避難所を開設して、いろんなことが見えてきたそうです。想定してたより違う。まずは非常時ですから、見えるいわゆる敵と、見えない敵と二つあって、やっぱり見えるほうに寄りますので、誰も恐いから、見える恐怖のほうでパーっと逃げたと。コロナは見えないから、例えばここで大地震があっ

た時に、やっぱりとなりにいる人に寄りかかって、もうそこで完全に密ですので、私どもで想定したように果たしていくのかと。ですから、先ほど縷々申し上げましたけども、避難所にいろんな椅子を置いて、何メートル間隔でやると。これはこれから集会やりますよとか総会やりますよって、議会やりますよっていう時はそれはできますけども、果たしてその災害時に本当にみんながそんなふうに規則正しくいるのかと。お年寄りがいれば、そこにお声掛けたり、ちょっともう震えが止まらないから近くにいて手握ってくれないかとか、そんなのがありますんで、私はなかなか杓子定規にはいかないと思っております。ただ、今、議員からご指摘ありますように、この避難所における災害備品の備蓄についても、かつてだったらカンパン置いたり水を置いたりということだけでしたけど、もうコロナが加わってくると、いわゆる殺菌作用のあるそういう除菌液であるとか、さらにはもう何ですか、マスクであるとか、もうそういうものを備蓄しますから、当然そんなことも考えながら、また、見えないところ、想定されないところも数多くあると思いますので、そういうこともしっかり国や県と連携をしながら、また、先進的な自治体を模倣しながら進めていきたいと思いますし、また、この間、福島のああいうふうにありましたけど、ああいうあった時に、これは当然、情けは人のためならず、できる限りの災害協定結んだり、姉妹都市であれば支援をしていきますけども、それ以上にああいう起きた時に、起きた後に検証をおそらくされてますから、そういう検証、落ち着いた頃にその検証の報告書をいただいて、こちら側で勉強するとか、常日頃からこのアンテナを高くしてやっていくということも私は大事だと思っておりますので、そういう意識のある職員の養成というの、この間の和田議員のご指摘にもありますように必要だと思っておりますから、そういう配置を、消防と生活環境課と連携をさせながらしっかりとした対応ができるような体制で臨んでいきたいと思っております。

それから最後にご指摘いただきました会議メンバー、これは防災の会議だけでなく、女性の活用、登用というのは、もう当然のことですので、ただし、あんまり、私は前に菊地議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、何か女性を女性をってやってくると、問題なのは逆差別じゃありませんが、本来能力が上の男性がいて、女性活用となってくると女性を活用したら能力のない女性のほうにいつてしまった、その人が駄目とかいいとかじゃなくて、そういう能力ある男性が取られないということがあるんで、例えば同じくらいの能力、誰が見ても同じぐらいの総括的できるよう評価であるならば女性を優先して取るとか、あとはもう一個は、やっぱりそこに手を挙げて、なかには乱暴な物言いで、もともとのその分母が少ないんだからしょうがないんじゃないかと、例えば選挙であれば、この中見ても全員見ても執行者もそうですし、議会のほうも柴田さんお一人しか、議員お一人しかいませんけども、もともと出る人がいないんだからしょうがないんじゃないかと、こういう議論もありますけど、これは少し乱暴で、やっぱり出られるような環境を前段として基本的に整えていくというのも大事だと思っておりますので、そういう環境を、ですから先ほどいわゆる子育て環境の充実、こういうものもしっかり整えることによって女性が手挙げていただくことができますので、そういう環境を整えて、そしてそのなかで、できるならば女性を積極的に登用していくと、こういう考え方に基づいて対応していきたいと思っておりますので、これからはいろいろと

ご提言、ご助言いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 以上で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

---

#### ◎休会の件

○議長（小沼正男君） 日程第3、休会の件についてお諮りいたします。明日17日から18日までを議事整理のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、明日17日から18日までを休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、3月19日午後2時から行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時37分

